

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○救急病院である旨の告示 (医療課)	497
○地方自治法に基づく支出事務の委託 (人材育成課)	〃
○京都府森林整備補助金交付要綱の一部を 改正する告示 (林業振興課)	498
○林道関係補助金交付要綱の一部を改正す る告示 (森の保全推進課)	〃
○重要開発調整池の設置の完了 (河川課)	〃

公 告	
○建築基準法に基づく一団地の建築物の認 定 (中丹東土木事務所)	〃
○建築基準法に基づく一団地の建築物の認 定の取消し ()	499

府 議 会	
○府議会定例会の開閉	499
○意見書	〃

公 安 委 員 会	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	〃

選 挙 管 理 委 員 会	
○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	501

雑 報	
○令和6年度行政書士試験の実施	〃

告 示

京都府告示第361号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年7月9日

京都府知事 西脇 隆俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
京都第二赤十字 病院	京都市上京区釜座通丸太町 上る春帯町355の5	令 6. 6. 10	令 9. 6. 9
医療法人相馬病 院	〃 〃 御前通今小路 下る南馬喰町911	〃	〃

京都府告示第362号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の支出に関する事務を委託した。

令和6年7月9日

京都府知事 西脇 隆俊

指 定 番 号	名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
5	社会福祉法人南 山城学園	城陽市富野狼谷2の1	若者等就職・定着総合応援事業の訓練生に対する訓練受 講給付金	令 6. 3. 22	令 6. 6. 3

京都府告示第363号

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年7月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府森林整備補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府森林整備補助金交付要綱（平成14年京都府告示第643号）の一部を次のように改正する。

別表森林環境保全整備事業の項中「長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）に定める長期育成循環施業（以下「長期育成循環施業」という。）」を「面的複層林施業の実施について（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）に定める面的複層林施業（以下「面的複層林施業」という。）」に、「長期育成循環施業の」を「面的複層林施業の」に、「長期育成循環施業による」を「面的複層林施業による」に改める。

附 則

この告示は、令和6年7月9日から施行し、この告示による改正後の京都府森林整備補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

京都府告示第364号

林道関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年7月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

林道関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

林道関係補助金交付要綱（昭和36年京都府告示第904号）の一部を次のように改正する。

別表1の(2)の項中

林道整備(施設集約化(撤去))	事業費の100分の35以内
-----------------	---------------

を

林道整備(施設集約化(撤去))	事業費の100分の35以内
林道整備(農道等改良)	一体的に実施する林道整備(開設、改良又は舗装)のいずれかの補助率に準じる。

に改める。

別表2の(2)の項中「施設集約化(撤去)」の右に「

農道等改良」を加え、

林道整備(施設集約化(撤去))

を

林道整備(施設集約化(撤去))	に改める。
林道整備(農道等改良)	

附 則

この告示は、令和6年7月9日から施行し、この告示による改正後の林道関係補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

京都府告示第365号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和6年7月9日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 重要開発調整池の所在地
京田辺市田辺ボケ谷31番1、32番1、33番及び34番並びに薪大仏谷61番2
- 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
京田辺市
京田辺市長 上村 崇
京田辺市田辺80番地

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一団地の建築物の認定を次のとおり行った。

なお、その関係図書は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年7月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

認定年月日	所管土木事務所名	建築物の位置	対象区域に含まれる土地の地名地番
令 6. 6. 27	京都府中丹東土木事務所	上記関係図書に表しのおか	舞鶴市字森小字ムシウ250の1ほか " " " 250の25ほか
"	"	"	" " " 250の25ほか



建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一団地の建築物の認定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図書は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年7月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	所管土木事務所名	建築物の位置	対象区域に含まれる土地の地名地番
令 6. 6. 27	京都府中丹東土木事務所	上記関係図書に表しのおか	舞鶴市字森小字ムシウ250の1ほか " " " 250の25ほか
"	"	"	" " " 250の25ほか

府 議 会

1 府議会定例会の開閉

令和6年6月10日に招集された6月府議会定例会は、令和6年6月28日閉会した。

2 意見書

令和6年6月28日次の意見書を可決した。

- (1) 外国法人等による土地の取得及び利用を制限するための法整備を求める意見書
- (2) 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書
- (3) 「こども誰でも通園制度」の本格実施に向けた支援の拡充を求める意見書

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第117号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和6年7月9日

京都府公安委員会
委員長 増 田 壽 幸

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)

普通自動車免許	技能検定員審査(普通)	教習指導員審査(普通)
大型特殊自動車免許	技能検定員審査(大特)	教習指導員審査(大特)
大型自動二輪車免許	技能検定員審査(大自二)	教習指導員審査(大自二)
普通自動二輪車免許	技能検定員審査(普自二)	教習指導員審査(普自二)
けん引免許(法第85条第3項のけん引自動車と同項の重被けん引車をけん引しているもの)	技能検定員審査(けん引)	教習指導員審査(けん引)
大型自動車第二種免許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中型自動車第二種免許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普通自動車第二種免許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審査の内容		審査の期日	審査の場所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和6年8月19日(月)、令和6年8月20日(火)、令和6年8月21日(水)、令和6年8月22日(木)及び令和6年8月23日(金)	京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和6年7月22日(月)から令和6年8月2日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。)とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真(技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚

ウ 運転免許証(受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの)

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面(規則第17条又は附則第3条第1項の規定により、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)

(4) 審査手数料

京都府警察手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第5号)別表第1に定める額を現金等により納付すること。

4 その他

(1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)において配布する。

- (2) 審査当日は、運転免許証及び筆記用具を持参すること。
- (3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係（電話075-631-5181（代表）内線453）に行うこと。

選 挙 管 理 委 員 会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月9日
 京都府選挙管理委員会
 委員長 多 賀 久 雄

京都府選挙管理委員会規程第4号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表3株式会社スマイルガーデン住宅型有料老人ホームレガロアコンフォート京都岩倉の項の次に次のように加える。

SOMPOケア株式会社有料老人ホームそんぼの家S修学院	同	左京区山端川端町39
-----------------------------	---	------------

別表3株式会社はれコーポレーション介護付有料老人ホームアスデンシア京都嵐山の項の次に次のように加える。

SOMPOケア株式会社有料老人ホームそんぼの家S桂川	同	西京区牛ヶ瀬西柿町70
----------------------------	---	-------------

別表3株式会社チャーム・ケア・コーポレーション介護付有料老人ホームチャームスイート向日町の項の次に次のように加える。

SOMPOケア株式会社有料老人ホームそんぼの家S京都東向日	同	寺戸町殿長15の1
-------------------------------	---	-----------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規

定により、令和6年度行政書士試験を次のとおり実施します。

令和6年7月9日
 一般財団法人行政書士試験研究センター
 理事長 望 月 達 史

- 1 試験期日
 令和6年11月10日（日）
 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
 同志社大学京田辺キャンパス
 京田辺市多々羅都谷1-3
- 3 試験の科目及び方法
 (1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和6年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

- (2) 試験の方法
 ア 試験は、筆記試験によって行います。
 イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とします。
 ※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。
- 4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法
 (1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布
 ア 配布期間

令和6年7月29日（月）から令和6年8月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 配布場所

京都府府民総合案内・相談センター、京都府各広域振興局（総務防災課及び地域総務防災課）、京都府各府税事務所、京都府自動車税管理事務所及び京都府行政書士会

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による配布及び請求方法

ア 請求期間

令和6年7月8日（月）から令和6年8月23日（金）まで（必着）

この期間内に、イの手続により請求があったものについて、令和6年7月29日（月）から郵送により配布します。

イ 請求方法

住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号＝A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手140円分を貼付し、ウの宛先まで請求してください。

ウ 受験願書及び試験案内の請求先

〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日（月）から令和6年8月30日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。令和6年8月30日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付があるもの）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日（月）午前9時から令和6年8月27日（火）午後5時まで

インターネットによる受験申込みは、令和6年8月27日（火）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

この期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能です。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にアクセスし、御確認ください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のものに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用することができるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用することができるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

(3) 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

(4) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 (03) 3263-7700

6 合理的な配慮の実施

(1) 身体の機能に障害のある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な配慮を希望される方には、障害等の状況により希望される配慮を行うことがあります。

なお、申出の時期や配慮の内容等によっては希望に沿えない場合があります。

(2) 受験に際して必要な配慮を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターに御相談ください。

※ 必要な配慮の手続については、試験案内を御覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和7年1月29日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板及び京都府庁正門の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。

なお、公示後、受験者には可否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）にも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。